

和泉市男女共同参画研修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画に係る研修（以下「研修」という。）の参加に要する費用の一部を助成することにより、市民の自主的な研修を促進し、男女共同参画に対する意識の高揚と指導者の養成を図り、もって男女共同参画施策の推進に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国立女性教育会館で行われる研修
- (2) 日本女性会議
- (3) 男女共同参画に関する取組を行っている地方自治体、団体、又は関係施設等で行われる研修
- (4) 前号以外の公的機関が主催する研修会であって、男女共同参画に対する意識の高揚と指導者の養成を図る研修と市が認めるもの

(対象者)

第3条 この要綱により男女共同参画研修助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内で男女共同参画に関する活動を行っている者

(助成金の額)

第4条 助成金は、次の区分による額を限度とする。ただし、予算に定める範囲内とする。

- (1) 対象経費は、参加費・旅費（交通費等）・資料代に限る。ただし、情報交換会や交流会などの懇親を目的とした経費等は原則として認めないものとする。
 - (2) 上限額は1日につき5,000円とする。
- 2 宿泊を伴う研修のうち次の号に掲げるものに参加した場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を限度とする。
- | | | |
|------|-------|---------|
| 大阪府外 | 1回につき | 10,000円 |
|------|-------|---------|

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、当該各項に規定する金額を変更することができる。

(交付申請)

第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男女共同参画研修助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、研修に係る関係書類等を添付し、市長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、男女共同参画研修助成金交付決定通知書（様式第2号）

又は男女共同参画研修助成金結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。
（実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、研修修了後1か月以内に、男女共同参画研修助成金事業助成金実績報告書（様式第4号）に研修の実施状況を証する関係書類を添付し、市長に報告するものとする。

（助成金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、報告内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、男女共同参画研修助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 申請者は、前条に規定する助成金の額の確定について通知を受けたときは、男女共同参画研修助成金交付請求書（様式第6号）により助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第8条の規定による助成金の額の確定を経た後に、申請者より請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）助成金を目的と異なることに使用したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月11日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成30年9月7日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月23日）

この訓令は、令達の日から施行する。